

# 平成30年度 会務・事業報告

## 【会務の総括】

平成30年度の本会執行部は、会長以下、副会長4名、理事14名の総勢19名によりスタートいたしました。本会各役員をはじめとして、本会から就任を委嘱しております各種委員の方々が自らの職責を自覚して職務に取り組んだこと、更には、会員の皆様の多大なるご協力により、概ね所期の事業計画に沿う本会事業が実施できたものと考えています。

財務面に関しても、インターネットメールの活用により各種会議を合理的に開催するなどして本会業務の合理化・省力化を推進して経費削減に努めた結果、本年度の予算の範囲内で会務運営ができたものと考えております。ただ、証紙会計を廃止した現在は、固定会費のみによって本会運営を行なっている訳ですが、「見込まれる収入」と言った面では安定した運営が可能ではあるとは言えるものの、会員数の減少傾向は続いており、会員数の減少に比例して会費収入も減少している事と相反して本会として対応を求められる事項は増えているという実態があり、会員数の減少に伴う会費収入の減少と会務運営を如何に整合をさせるか、という問題にも何れは対応する必要があるものと考えます。

本会各事業部の事業に目をやれば、総務部関係では例年にならい災害発生を想定して連絡網訓練を実施して頂きました。災害は起きないことを願うばかりですが、日頃から防災意識・減災意識を持って頂くという意味で、ここ数年来実施して頂いております。

また、調査士の非違行為に対して懲戒権者から発せられた懲戒処分を集約した懲戒処分事例集を全会員の方々に配布しました。「人の振り見て、我が振り直せ」の趣旨で配布しましたので、熟読して頂き日頃の執務態度を顧みる機会として頂きたいと思っております。

続いて、業務研修部の所管事業として会員研修会を2回実施しました。2回の研修会とも土曜日に開催しております。「土曜日に開催を」という声もあったのも事実ではありますが、結果的に2回の研修会とも低い出席率に終始してしまいました。出席率を上向かせるために何らかの策を講じる必要があるものと考えます。

例年実施して頂いております本会企画の支部研修会に代えてブロック研修会を実施して頂いております。このブロック研修会を継続して実施していくか否かは今後の検討課題とさせて頂きたいと思っておりますが、何れにしても、土地家屋調査士法において「研修の義務」が掲げられていることの裏返しとして、本会としても会員の皆様のニーズに沿った、且つ、有益な研修の機会を提供して行きたいと考えております。

会員の皆様に向けた連絡事務の一環である内部広報として、広報部において「会報ながの」を発行するとともに、本会のホームページを活用して会員の皆様に向けた情報発信を更に充実させるべく注力しております。また、外部に向けた外部広報も担っている広報部においては、その一環として地域の広域イベントに参加して土地家屋調査士という資格をアピールする活動も行って

いますが、支部等が主体となって行う対外的に土地家屋調査士の認知度を高めるための啓発活動・広報活動について、限度はあるものの予算的なバックアップをするための仕組みも整えておりますので、挙ってアイデアを出して頂き、外部に対する啓発活動・広報活動を更に充実させていきたいと考えています。

続いて、外部からの様々な要請に対応して活動する社会事業部の事業についてですが、「所有者不明土地問題を考える！」と題して、長野地方法務局、長野県司法書士会及び当会の共催によるシンポジウムを開催したことが挙げられます。このシンポジウムは当会と長野地方法務局、長野県司法書士会との意見交換の場の場である三者連絡会の席上、開催の方向性が示されて開催にこぎつけたものでありますが、長野県の後援を受けて、県下の市町村の職員の方々の参加を得て、所有者不明土地問題という今日的なテーマを問題提起するとともにそれに対応した新しい法制についてのガイダンスを行ない、空き家問題も含めて管理者不明の不動産に係る問題に対する登記行政サイドの考え方や当会のスタンスも参加して頂いた市町村の職員の方々に周知できたのではないかと考えておりますが、行政サイドとの係わりは今後とも益々重要になってくる時であり、取上げたテーマも含めて適時の開催であったと考えております。

また、初の試みとして、信州大学経法学部において「現代職業論」の一コマと同学部のゼミの一コマを信州大学のOBである本会会員が講師となって講義を担当させて頂きました。これは、職業としての土地家屋調査士についての講義であったのですが、現役の土地家屋調査士の講義を聴講した学生たちの反応も良好で、興味深く聴講してくれたものと推察しております。今回のこの事業を足掛かりとして、継続して同学において寄付講義の時間を設けて頂けるよう信州大学とは折衝中であります。

同じく、社会貢献活動の一環として、各地域の中学生を調査士の事務所に迎え入れて、職業としての土地家屋調査士を紹介する試みも行っています。このような社会貢献活動が社会に対する広報活動そのものであり、冒頭、会員数の減少が憂慮される旨を述べたところではありますが、長い目で見ると、調査士試験の受験者数の増加にも繋がることを期待するものでありますが、今後ともより多くの教育機関に働きかけて、学校教育の場にも土地家屋調査士という資格者として関与・参画して、土地家屋調査士という存在を対外的にアピールする機会を増やすことを目指します。

## 【会務の概要と所感】

### 1. 本会会務の健全な運営を目指して

- ① 会員数に会費を乗じたものが収入という面では一定の収入が見込め、所謂、安定運営が可能とは言える訳ですが、会員数の減少に伴う収入減という問題と相対して、本会として対応を求められる事項の増加に伴ない、予算も潤沢とは言えない中、各事業部の事業内容や委員会の運営方法等の再検討を行ない、時代に即した効率的な会務運営と予算の執行に努めました。

### 2. 研修体制の充実について

- ① 会員のニーズに沿うことを想定するとともに時代の要請に即した実効的な内容の研修会を企画して実施しました。本年度2回開催した研修会はともに出席率は低水準に終始してしまい出席率を向上させるための工夫も必要とは考えるところです。また、出席率の問題にも直結

することである研修会等に出席しない会員の固定化の問題がありますが、現状では個々の会員の自覚に依拠するしかなく、歯がゆく感じているところです。今後は出席率の増加を図るための方策の検討とともに研修会に出席しない会員の固定化の問題についての対応策の検討も必要と考えます。

- ② 近年、全国的な傾向として調査士会へ寄せられる苦情は、倫理的な事項に係る内容が増えていきます。会員が自らの身を守ろうとするなら、研修会等には積極的に参加し、調査士の置かれた現状を了知して頂く必要があると考えます。苦情事案に巻き込まれた場合には本人も心穏やかでは居られないでしょうし、苦情事案の処理に当たる本会関係者は多大な時間と労力を費やすこととなります。調査士法第25条(研修の義務)、会則第85条研修の実施)、同第86条(研修の受講)において、研修を受ける義務が明記されている事の趣旨を会員の皆様が理解されますことを強く望みます。
- ③ 少人数で実施する方が効率的であると思われる事項に関する研修については、本会の企画による支部研修会として過年より実施して頂いておりますが、今期は支部研修会に替えてブロック研修会の形態で各ブロックにおいて実施して頂いております。今後ともより充実した研修の機会を会員の皆様に提供できるよう努めて参ります。

### 3. 広報活動の推進について

- ① 土地家屋調査士の認知度アップを図るための外部へのPR効果の増大を目指して適時、本会ホームページを更新していますが、一般市民のみならず全ての会員に対して常に最新且つ的確な情報を適時に提供できるよう努めております。
- ② 土地家屋調査士という資格者の存在をアピールするとともに社会に貢献する意味を込めて土地家屋調査士の日に合わせて「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を開催しました。
- ③ ラジオやテレビの媒体を利用して国家資格者としての調査士をアピールをするためのCMを放送したり、無料相談会の開催をより多くの人々に周知しました。
- ④ 新しい企画を取り入れながら会報を刊行し、調査士として了知しておくべき事項や関連諸制度に関する新着情報の広報・伝達を行いました。

### 4. 社会貢献活動の推進について

- ① 空き家対策特別措置法の制定を受けて、空き家対策協議会(検討委員会)を組成している市町村が増えつつありますが、土地家屋調査士が空き家対策協議会のメンバーとなり、地元の市町村と接点を持ち良好な関係を築くことは、空き家問題に限らず重要なことであると考えているところであり、今後ともご協力をお願いいたします。
- ② 学校等の教育現場において寄付講座を実施しました。社会貢献活動として外部からの様々なニーズに応えることが、土地家屋調査士という存在を社会にアピールし調査士の認知度向上に繋がるものと考えているところであり、今後とも出前講座や寄付講座に関する企画・研究を継続します。
- ③ 今後、益々憂慮される会員数の減少という問題に対応する意味で、教育機関で行っているキャリア教育の一環として、関係機関の理解を得て、就学中の学生を調査士事務所を迎え入れて職業としての土地家屋調査士を紹介する事業を実施しました。
- ④ 調査・測量ハンドブックを作成し、県下の行政機関に配布しました。

## 5. ADR関係について

- ① 筆界特定制度が制定されて10年余が経過する中、筆界特定制度は一般市民にも浸透しつつあり一定数の活用もなされています。一方、ADRは未だ一般市民にとっては敷居が高いとイメージされているのか、その利用実績は伸び悩んでいるのが実情です。既に本会で組成され活動している「筆特・ADR連携連絡委員会」が法務局との連携協議の窓口となり、筆界特定申請の事前相談における段階で、当該案件が筆界特定を利用すべき案件なのか、あるいはADRを利用すべき案件なのかの振り分けを行なうことにより、何れかの制度を利用しようとする国民にとっての利便性の向上が期待できるものとして、法務局における筆界特定の事前相談(筆界特定・ADR合同相談会)に土地家屋調査士も同席して、法務局とともに事案の振り分けについて協議するというものであり、今後とも調査士会と法務局の連携が更に深まることを期待するものであります。

## 6. 対外的な活動について

- ① 長野地方法務局、長野県土地家屋調査士会及び長野県司法書士会による三者連絡会を昨年度に引き続き開催しましたが、相続登記の放置に端を発する管理者不明土地問題や空き家問題等、登記行政に係る諸課題について三者が共通認識を持ち、相互理解を深めることを目指すとともに、会員の日常業務及び登記行政の円滑化に寄与すべく協議しました。
- ② 長野県の後援も得て、三者共催によるシンポジウムの開催し、管理者不明土地問題や空き家問題について県下の市町村の職員の方々に対して当会を含む関係機関の取組みをアピールできたものと考えております。
- ③ 日調連総会、全国会長会議、関ブロ総会、関ブロ担当者会同等の各種会議に担当役員が出席して、調査士業界を取巻く状況や他の単位会の動向等各種の情報収集に努めました。